

外国語科目の変更手続について

< 変 更 要 領 >

既習外国語・未習外国語を問わず、やむを得ない事情によって外国語の変更を希望する学生については、1年度春学期終了時以降、在学中に1回のみ、1外国語に限り、変更が認められています(ただし、朝鮮語への変更はできません)。

また、その場合はそれまでに修得した変更前の外国語の単位については、卒業単位に算入することはできません(自由科目の修得単位とし、成績証明書、成績通知書には記載されます)。

2013 年度以降入学者につきまして、外国語Aと外国語Bの入れ替え変更はできません。あくまで別の外国語への変更となり、外国語Aに選択している外国語を変更する場合は、新しい外国語の要卒単位は 8 単位となり、同様に外国語Bに選択している外国語を変更する場合は、新しい外国語の要卒単位は 10 単位となります。

以下の変更申請手続以外に、変更後の外国語の科目登録は、新学期の科目登録時に各自で行う必要があります(※自動登録ではありません)。その際は、未履修者扱いとなるので、1年度配当の該当するクラスを選択してください。

< 変 更 受 付 >

1. 申請期間 : 2016年1月18日(月)～3月9日(水)17:00
2. 申請方法 : 法学部事務所にて所定の用紙を提出
3. 注意事項 : ①朝鮮語への変更はできませんのでご注意ください。
(※朝鮮語からの変更は可能です。)
②留学等で申請期間内に事務所へ来ることが難しい場合は、法学部事務所
(law-students@list.waseda.jp 03-3232-4534)にご相談ください。

以 上
法 学 部